

2021年8月吉日

クライアント 御中

特許業務法人ウィルフォート国際特許事務所
所長 弁理士 上村輝之

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網19-7
日本橋 TCビル 1階
TEL:03-6264-8980 FAX:03-6264-8988
<https://www.willfort.com/>

特許取得と維持の流れと費用の概要（日本国特許の場合）

先に、特許出願から特許を取得するまで（下記①～⑤）の全体感を述べます。

期間は約3年～7年、費用は約100万円～250万円程度です（案件の複雑さやボリュームにより、料金はだいぶ異なります。）。

段階ごとの期間と費用の概要は以下の通りです。

① 新規性調査

貴社発明の特許を取得することが可能か否か、先行特許を調べる段階です。

この段階は必須ではないですが、ここで挙げた先行特許により、審査の結果の予測が可能です。

そして、先行特許により審査で拒絶され得る場合には、貴社の発明を、予め審査に耐えうるようにブラッシュアップして出願できます。結果、出願コストを抑えることが可能です。

【概略費用】 約10～30万円（案件の重要度、複雑さ等により異なります）

② 特許明細書の作成と特許庁への提出

特許明細書と呼ばれる発明内容を詳細に説明した書類を作成し、特許庁へ提出します。特許庁への提出日が、出願日となり、以後の様々な手続きや権利期間の起算日となります。

【概略費用】 約40～80万円（特許明細書のボリューム、複雑さにより変わります）
（国際出願の場合は、更に20万円強程度の追加料金がかかります）

↓

③ 特許庁への審査請求

特許出願の“審査開始”を請求する手続きです。出願日から3年以内に、特許庁にこの手続きを行う必要があります。そうしないと、特許出願は自動的に取り消されます。

この最大 3 年の期間に、事業の展開や市場の状況などを見て、出願した発明を特許化する価値が有るか否かを判断し、有りと判断したら、審査請求を行うわけです。

審査請求を行った後、特許庁では特許出願の審査が開始されます。(いつ審査が開始されるかは、特許庁の都合次第なので、出願人には分かりません。たいてい、開始まで 1~3 年は待たされます。)

なお、優先審査という制度を利用すると、審査請求後にすぐに審査が開始され 6 月から 1 年後位に特許を得ることができます(もちろん、審査が難航すればもっと長い期間がかかったり、特許にならなかつたりしますが、平均すると上記短期で特許になります)。

【審査請求の概略費用】 約 20 万円

【優先審査を利用する場合の概略の追加費用】 約 20~40 万円

④ 拒絶理由通知に対する応答

特許庁で審査が開始されると、特許庁の審査官から、拒絶理由通知(「〇×の理由で特許にできない」という通知)か、許可通知(「特許にできる」という通知)が来ます。80%の確率で、まず拒絶理由通知が来ます。この拒絶理由通知を受けると、出願人は、意見書(「〇×理由で特許にするべきだ」という反論書)と補正書(「意見書の主張をサポートするために特許明細書の〇×の箇所を〇〇に修正する」という書類)を提出して応答します。審査官は、その意見書と補正書を読んで、再考し、特許を許可するか否かを判断します。

たいていの場合、1 回から 2 回の拒絶理由通知を受けた後に許可通知を受けることになります。

【概略費用】 約 20 万円/1 回×1 回~2 回=約 20 万円~40 万円



⑤ 特許登録料の納付

審査を無事に通過して許可通知を受けると(たいていの場合、出願日から 3 年~7 年程度後です(審査の経緯で変わります))、特許登録料を特許庁に納付します。その納付日に特許が正式に登録され特許権が発生します。ただし、この登録料で特許権を維持できる期間は、納付日から 3 年間です。

特許登録料は、出願明細書中の請求項と呼ばれる項目の数(特許になった発明の数)で変わります。平均的な 5 項の場合と、もう少し発明数の多い 10 項の場合の登録料納付費用を示すと以下の通りです。

【概略費用】 5 項 — 10 項

成功報酬：約 14 万 — 約 20 万

諸経費：約 7 万 — 約 8 万円(1-3 年度分の特許料含む)



⑥ 4年度以降の毎年の特許維持料の納付

4年度以降、特許権を維持するために、毎年特許維持料を特許庁に納付しないとできません。維持料を支払い続ける限り、出願日から最長20年まで、特許権を維持できます。例えば、出願日から5年後に許可通知が出て特許が登録された場合、最長20年の中の残りの15年間（15年度まで）、特許権を維持できるわけです。

特許維持料も請求項の数で変わるとともに、さらに、年度が後になるほどより高額になっていきます。4年度以降の各年度の維持料納付費用を、5項の場合と10項の場合で示すと以下の通りです。

【概略費用】	5項	—	10項
4-6年度	約5万/年	—	約5万円/年
7-9年度	約9万/年	—	約10万円/年
10-20年度	約13万/年	—	約16万円/年

「特許取得と維持の流れと費用の概要」については以上です。

★次頁より、『将来の事業発展のための知財マネジメント』の必要性について、ご紹介させていただきます。

貴社の知財戦略の一助となれば幸いです。ぜひ、ご一読ください。

知財マネジメントの実行も、弊所はサポート可能です。

ご興味があれば、ご遠慮なくお問い合わせください。

【参考】 将来の事業発展を支える知財マネジメントのご紹介

(ア) 知財マネジメントの必要性

上述したことからお分かりのとおり、一つの特許を取得するために、多くの作業と費用と何年もの期間が必要です。しかし、それにもかかわらず、多くの企業が特許、意匠、商標などの知的財産権（以下、知財権と略称します）を取得しています。

その目的は、知財権が発揮する次の3つのチカラ（右図ご参照）を利用して競争優位に立つためです。

① 防御力

競合企業の模倣や知財権から自社商品、サービスを守る力です。

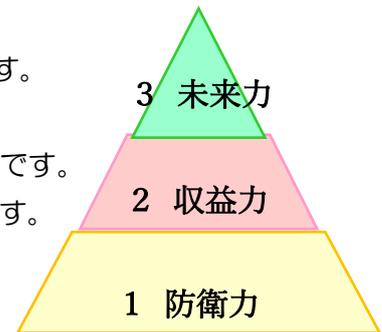
② 収益力

事業の諸側面で収益を増やす、生む、有利条件を引き出す力です。商品、サービスの差別化、ライセンス、交渉などに役立ちます。

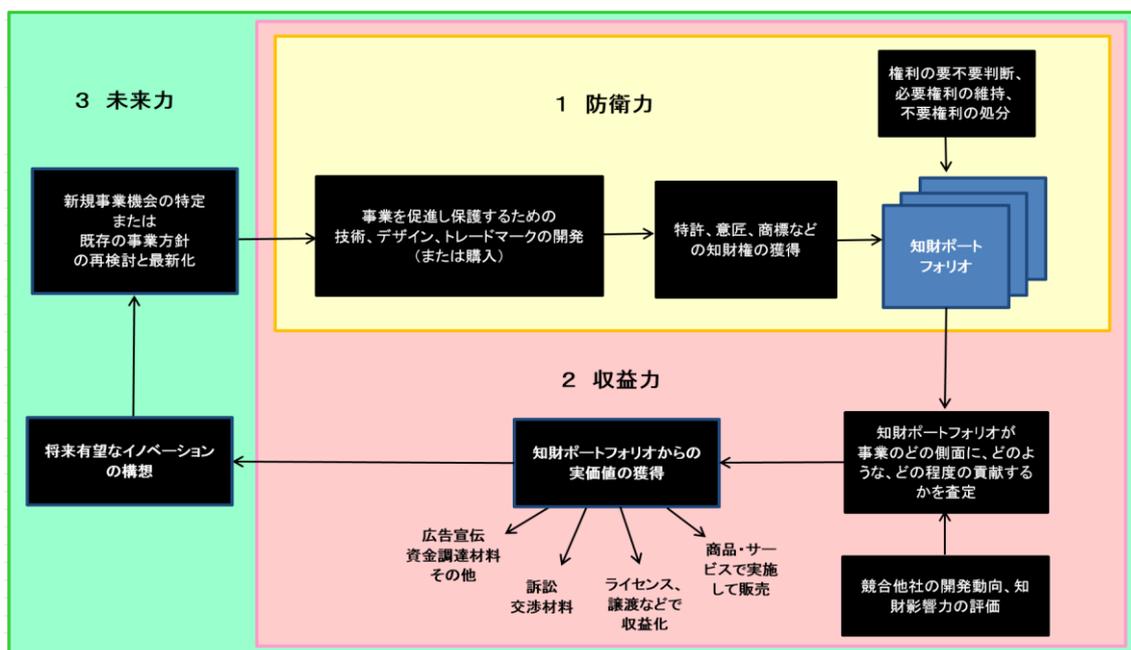
③ 未来力

他社に先駆け未来の有望市場を発見し先取りする力です。

これら3つのチカラを最大限に発揮させる活動が知財マネジメントです（下図ご参照）。



知財マネジメント・システム (IPMS) のフレームワーク



(上図は、米国の多数の企業が集まり 10 年以上研究して得られた、ベストプラクティスといわれる企業における知財マネジメント活動の概要を示しています。)

上記 IPMS に沿った知財マネジメントは大変に強力です。それを実施した企業とそうでない企業との間で、3 年後には明確な知財力の差が現れ、5～7 年後には追いつくことがで

きない程度の圧倒的な力の差が生じます。

ですから、貴社が今から地道に継続的に知財マネジメントを推進すれば、市場トップを確保しリードし続けることに大いに貢献します。

(イ) 知財マネジメントを社内に定着させるためのプロセス

上記 IPMS の全活動を実行できるようになることは、たとえ大企業であっても、容易ではありません。しかし、ここ数年の間に多くの日本企業がその有効性に気づき（特に、「知的財産協会」という上場メーカの知的財産部門が集まった研究組織の中で、上記 IPMS が注目されており）、それを実行するための社内の仕組み造りのプロセスを各社が開始しています。

そのプロセスとは、まず最も基盤的な活動から始めて、無理なく徐々に拡張発展させていくものです。

ここで、最も基盤的な活動とは「防衛力」を確立する活動です（前掲図の黄色部分）。

「防衛力」が確立されて初めて、「収益力」が発揮できるようになり、また、未来のイノベーションに継続的に取り組む余裕が出てくるからです。

ここで、防衛力の源泉は、ある程度以上の数の権利が集まった知財権ポートフォリオです。

例えば、POS アクティベーション・サービスを提供する INCOMM 社は、（今では 1500 人ほどの企業に発展しているものの）創業後に特許ポートフォリオの確立を目指していた頃は零細企業といえるほど小さい企業でしたが、POS アクティベーションと呼ばれる技術を世界で独占し、それに基づくプリペイドカード事業の世界最大手です。同社の独占を支えるのが、同社の特許ポートフォリオであり、世界で約 300 件、日本で約 30 件の特許（出願中を含む）を保有しています。

また、三菱電機では、一つの技術領域に特許を 20 件以上確保することが、競争上必要といわれているそうです。

このように、ある程度の規模の特許ポートフォリオを構築して防衛力を固めることが、知財マネジメントの最初のステップです。

以上